

基準項目 (★印のあるものは含有試験です)	金属等を含む産業廃棄物の埋立処分に係る判定基準			
	燃え殻	ばいじん	汚泥	鉱さい
水素イオン濃度指数	—	—	pH2.0超～pH12.5未満	—
アルキル水銀化合物	△不検出	△不検出	△不検出	△不検出
★水銀又はその化合物 ※1	1000mg/kg	1000mg/kg	1000mg/kg	1000mg/kg
水銀又はその化合物	0.005	0.005	0.005	0.005
カドミウム又はその化合物	0.09	0.09	0.09	0.09
鉛又はその化合物	0.3	0.3	0.3	0.3
有機燐（リン）化合物	—	—	△1	—
六価クロム化合物	1.5	1.5	1.5	1.5
砒（ヒ）素又はその化合物	0.3	0.3	0.3	0.3
シアン化合物	—	—	1	—
PCB（ポリ塩化ビフェニル）	—	—	△0.003	—
トリクロロエチレン	—	—	△0.1	—
テトラクロロエチレン	—	—	△0.1	—
ジクロロメタン	—	—	△0.2	—
四塩化炭素	—	—	△0.02	—
1,2-ジクロロエタン	—	—	△0.04	—
1,1-ジクロロエチレン	—	—	△1	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	—	△0.4	—
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	△3	—
1,1,2-トリクロロエタン	—	—	△0.06	—
1,3-ジクロロプロペン	—	—	△0.02	—
チウラム	—	—	△0.06	—
シマジン	—	—	△0.03	—
チオベンカルブ	—	—	△0.2	—
ベンゼン	—	—	△0.1	—
セレン又はその化合物	△0.3	△0.3	△0.3	△0.3
1,4-ジオキサン	△0.5	△0.5	△0.5	—
★ダイオキシン類（DXN）	△(3ng-TEQ/g)	△(3ng-TEQ/g)	△(3ng-TEQ/g)	—
含水率	—	—	85%	—
熱しゃく減量	※2 ※3	—	15% ※3	—
油分	—	—	5%	—

単位：mg/L(記載のあるもの以外)

※1・・水銀の含有量が15mg/kg以上、1,000mg/kg未満の燃え殻・ばいじん・汚泥・鉱さいについては「水銀含有ばいじん等」として受入可能です。

※2・・産業廃棄物の焼却施設（15条施設）から排出される燃え殻は10%以下であることが法令によって定められています。

※3・・施設の維持管理のため「有機汚泥」もしくは、「有機汚泥、動植物性残さ、動物系固型不要物、動物のふん尿、動物の死体を焼却処理したもの」のうち15%を超えるものはお断りする場合がございます。

△・・製造工程や発生フローから混入の恐れがないことが明らかな場合は、その旨を明記したWDSにて代用可能です。

《その他の注意事項》

※特定産業廃棄物（放射性物質汚染対策特措法関連）の受入は行っておりません。

※13号廃棄物（政令第2条第13号に掲げる廃棄物）は、処理前の廃棄物に準じて取り扱ってください。

※廃棄物の性状が契約時と異なる場合は、改めて通知してください。

※廃プラやゴムくずは中空の状態でないようにかつ最大径が約15センチメートル以下になるように破砕するか、焼却等を行うかしてください。

※運搬時の廃棄物の飛散、悪臭、流出、また、ねずみ、はえ、蚊その他害虫の発生により周辺的生活環境及び処分場の作業環境に支障がないようにしてください。

※上記埋立基準は、廃棄物の受入を保証するものではありません、法令の定め及び処分場の状況によっては受入ができない場合がございます、予めご了承ください。